

【国民年金】

障害基礎年金の請求手続きをされる方へ

様の手続きには次の書類が必要です。

○印のものをご用意ください。(相談受付 平成 年 月 日 担当者名)

1	年金手帳(被保険者証)・基礎年金番号通知書	本人 配偶者
2	年金証書・恩給証書(受給権があるものすべて)	本人 配偶者
3	戸籍抄本(戸籍記載事項証明書)※ 戸籍謄本(戸籍全部記載事項証明書)※	本人 子
4	住民票(続柄の記載があるもの)※	本人 世帯全員
5	所得証明書・課税(非課税)証明書 (平成27年度[平成26年分]～平成 年度[平成 年分])	本人 子
6	在学証明書・学生証	子
7	障害基礎年金の子の加算請求に係る確認書	
8	障害年金の子の加算請求に係る申出書(年金請求用)	
9	印かん(認印でも可)	
10	年金加入期間確認通知書(共済組合から発行)	
11	請求者名義の預金通帳、貯金通帳またはキャッシュカード	
12	診断書・レントゲンフィルム・心電図	本人 子
	ア 障害認定日：平成 年 月 日～平成 年 月 日の症状の診断書	
	イ 現在：請求手続き以前3カ月以内の症状の診断書	
13	受診状況等証明書(初診日等の証明)	
14	病歴状況申立書(国民年金用)	
15	その他に必要な書類 ア 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 イ 第三者行為事故状況届および添付書類(確認書、交通事故証明書、示談書など) ウ 生計維持申立書 エ 障害給付請求事由確認書 オ 時効に関する申立書または請求遅延に関する申立書 カ その他(手帳申請時の診断書の写し(あれば))	

※障害認定日による請求の場合は、障害認定日以降かつ請求日以前6カ月以内、事後重症による請求の場合は、請求日以前1カ月以内のものを添付してください。

(提出時期 平成 年 月 日以降)

添付書類の注意事項

- 年金請求時に必要な書類等は、請求する方により異なることがあります。詳細については、相談窓口等でおたずねください。
- 請求者以外の方がお越しになるときは、請求者が署名押印した「委任状」のほか、相談者の運転免許証など身分を確認できるものも忘れずにご用意ください。
- 住民票コードをご記入いただくことにより、請求者の生年月日に関する市区町村の証明書または戸籍抄本の添付を省略することができます。